

3. 持続可能で活力ある国土・地域づくりに係る最近の動き

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定(国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)

●民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

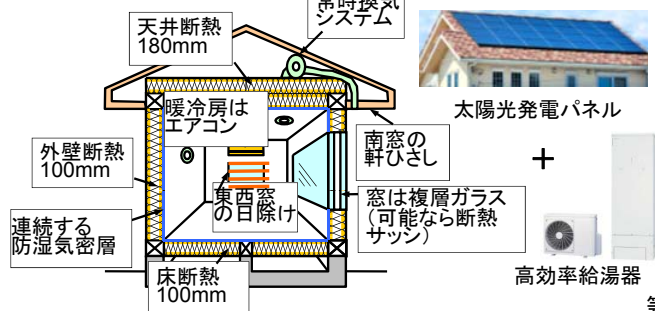
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備(蓄電池、蓄熱槽等)について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】

〈戸建住宅イメージ〉



●低炭素まちづくり計画の策定(市町村)

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ✦民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ✦建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ✦バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制



建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ✦樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ✦民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ✦占用許可の特例

- 東日本大震災において、災害時の情報入手や避難等について弱い立場にある高齢者、障害者等は、**避難経路や避難施設等の状況により移動や利用に支障があったことが判明。**
- 平成24年度に、学識経験者、地方自治体、障害者団体等の当事者等が参画した委員会を設け、高齢者、障害者等の**災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方について調査研究報告書**をとりまとめ。

◆調査研究報告書のポイント

- ・災害時・緊急時における高齢者、障害者等の困難について場面別に整理するとともに、周囲の人が行うサポートのポイントについて整理。
- ・高齢者、障害者等の災害発生時の避難における課題を整理し、求められる対応策について先進的な事例等を収集・整理。
- ・バリアフリー化されたまちづくりの普及促進方策として、①地域における取り組みの推進（「高齢者、障害者等の配慮事項チェックリスト(案)」を作成）②避難環境の向上のための配慮・工夫 ③スパイラルアップ（段階的・継続的な発展）の必要性を呈示。

◆高齢者、障害者等の避難時に求められる対応策と取組例

【場面】	【求められる対応策】	【取組例】	【場面】	【求められる対応策】	【取組例】
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ●避難する場所等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供 ●支援力と受援力の向上 	<p>■「支援を必要とする人」と「支援をする人」とのコミュニケーションの補助となるツールの作成</p> <p>ヘルプカードとヘルプマーク（東京都）</p> <p>コミュニケーション支援ボード（荒川区）</p>	発生時又は発生のおそれが生じた時	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供 ●垂直移動の確保 	<p>■音による情報提供と光の点滅による災害情報の発信を行う防災行政無線と端末機の提供</p> <p>防災ラジオ（焼津市）</p> <p>告知放送端末機（黒潮町）</p>
避難する経路	<ul style="list-style-type: none"> ●平常時からの移動の確保 ●避難する方向等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供 ●夜間や停電時の対応 ●避難する場所の確保 ●高所に昇ることを助けるための配慮 ●道路の不陸、陥没、亀裂等への対応 ●道路の閉塞等への対応 	<p>■平常時からの道路の不必要な段差の解消や手すりの設置等によるバリアフリー化</p> <p>波打ち歩道の解消（神戸市）</p> <p>手すりの設置（神戸市）</p> <p>■短時間避難を考慮し「身近にある建築物」や、高所へ昇ることを考慮し斜路のある「自走式駐車場を有するビル」を津波避難ビルに指定</p> <p>屋外に津波避難用階段を設置したビル（焼津市）</p> <p>自走式駐車場のあるビルを津波避難ビルに指定（静岡市）</p>	避難する場所	<ul style="list-style-type: none"> ●身近に避難する場所を確保 ●避難する場所のバリアフリー化 ●避難する場所の環境整備 ●トイレの整備 ●避難する場所における多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供 ●電源確保 	<p>■避難する場所のバリアフリー化</p> <p>空地の確保やオストメイト専用流しのある多機能トイレの設置を行った中学校（板橋区）</p> <p>聴覚障害者に対応した目で聴くテレビ「アイ・ドラゴン」を設置した福祉センター（郡山市）</p>

○平成24年4月以降、京都府亀岡市などで相次いで登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が発生



○道路管理者、学校・教育委員会、警察、PTA等による通学路の緊急合同点検を実施

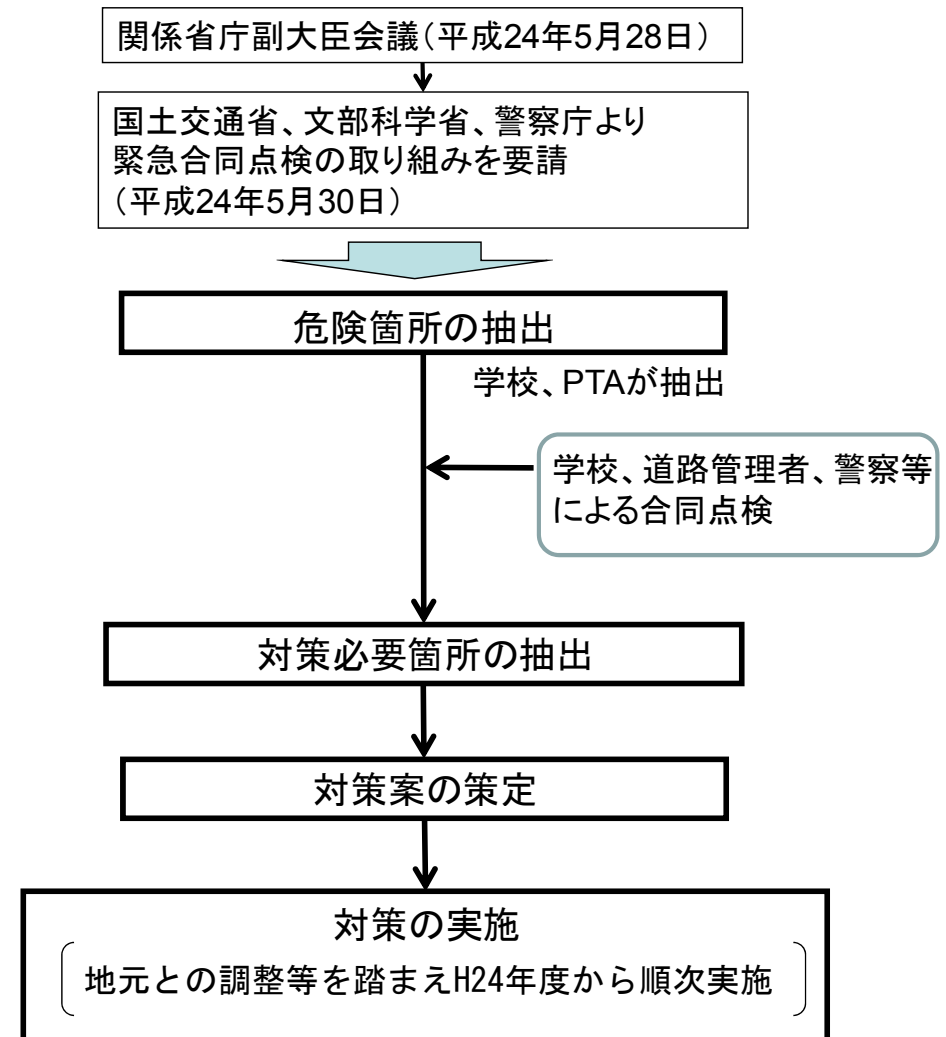
①緊急合同点検の結果(平成24年11月30日現在)

- ・緊急合同点検実施学校数:20,160校
- ・緊急合同点検実施箇所数:80,161箇所
- ・対策必要箇所数 :74,483箇所

②対策必要箇所の内訳及び対策状況

- ・道路管理者による対策 :46,017箇所(うち10,434箇所対策済)
- ・学校等による対策 :26,129箇所(うち15,004箇所対策済)
- ・警察による対策 :19,715箇所(うち7,452箇所対策済)
- ・対策未定箇所 :1,122箇所

《通学路の緊急合同点検の実施フロー》



通学路の交通安全対策(緊急合同点検)

○通学路の安全確保について地域で認識を共有する観点から、市町村において、**対策内容を示した箇所図等を作成し、ホームページ等で公表**^{※1}

※1:1,182市町村・12,042校で公表済み
(平成25年2月28日現在)

○早期に対策する必要があるとされた箇所について、補正予算(防災・安全交付金)、H25予算等を活用し、通学路の交通安全対策を推進

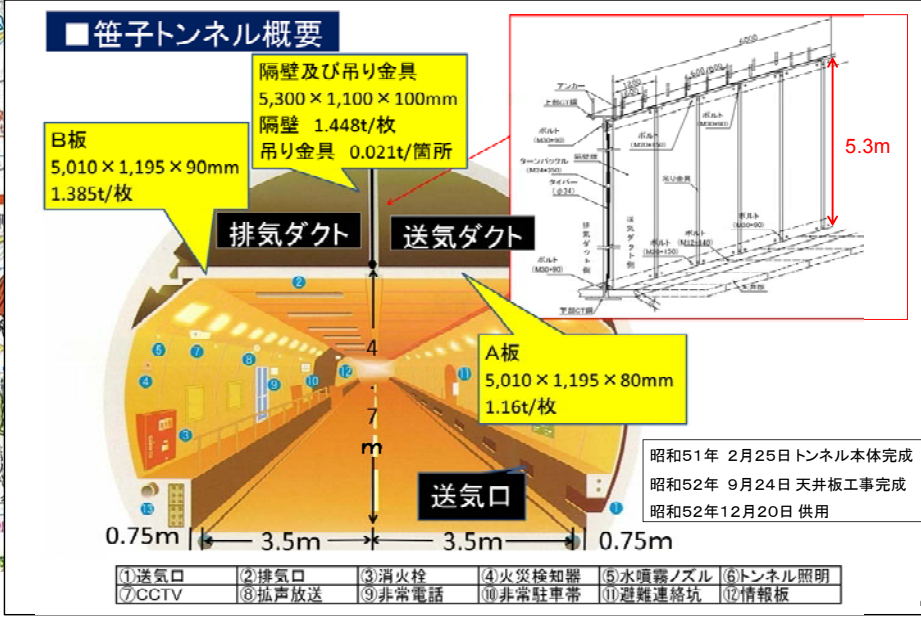
公表された対策箇所図の例(和歌山市)



4. 社会資本の適確な維持管理・更新 に係る最近の動き

笹子トンネル天井板落下事故の概要

- ・発生日時：平成24年12月2日(日) 8:03頃
- ・発生場所：中央自動車道(上り)笹子トンネル内(延長4.7km、大月JCT～勝沼IC間)
- ・発生状況：東坑口から約1.7km付近において、トンネル天井板が落下。車両3台が下敷き、うち2台が火災となり焼損。死者9名、負傷者2名。
- ・通行止め：【上り線】大月JCT～一宮御坂IC 【下り線】大月JCT～勝沼IC (平成25年2月8日全線開通)



対 象: 吊り金具により支えられた天井板を有するトンネル(天井板が設置されている区間を対象)
 点検内容: 天井板の吊り金具と固定金具、吊り金具の固定部分付近等の覆工コンクリートの健全性、
 天井板の変形・損傷の有無 等
 点検方法: 近接目視と打音、触診による点検(天井板に実際に上がって点検を行う)

点検結果(12/13公表、中央道笹子トンネル(上り線)については1/9公表)

〈中央道笹子トンネル(上下線)を除く59トンネル〉

16トンネルで不具合が確認されたが安全上大きな問題はなし。速やかに補修など必要な措置を実施(予定含)。

〈中央道笹子トンネル(下り線)〉

アンカーボルトの不具合(632箇所)等を確認。天井板の撤去により安全を確保。

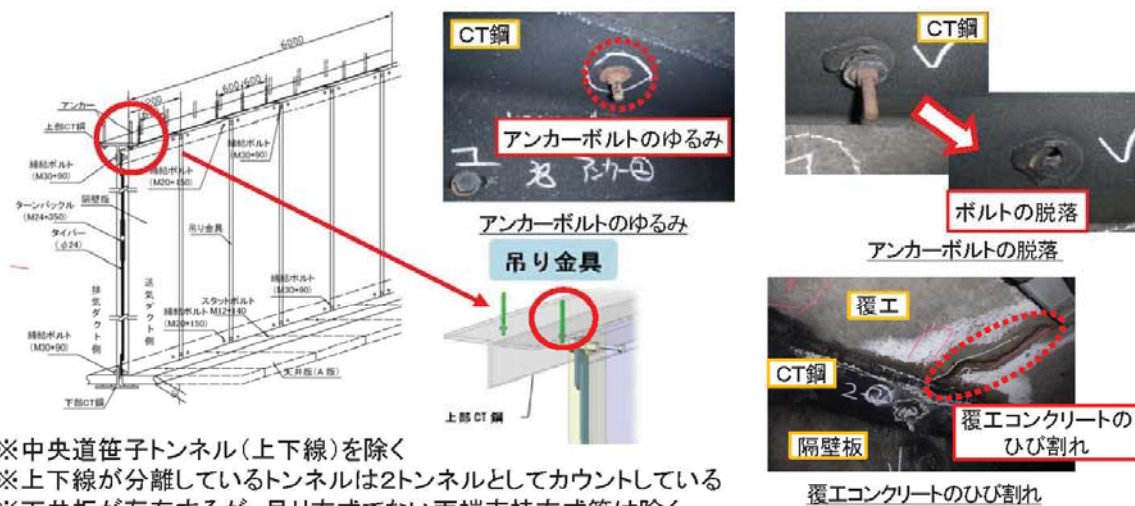
〈中央道笹子トンネル(上り線)〉

アンカーボルトの不具合(1,028箇所)等を確認。天井板の撤去により安全を確保。

■ 緊急点検結果

管理者	トンネル数	不具合
ネクスコ東日本	14	0
ネクスコ中日本	3	2
ネクスコ西日本	12	2
首都高速道路(株)	6	2
阪神高速道路(株)	3	2
国	9	3
都道府県・政令市・ 地方道路公社	12	5
計	59	16

〈笹子トンネルの不具合の例〉



※中央道笹子トンネル(上下線)を除く
 ※上下線が分離しているトンネルは2トンネルとしてカウントしている
 ※天井板が存在するが、吊り方式でない両端支持方式等は除く
 ※山梨県管理の2トンネルについては12/17に結果公表

- ・対象: トンネル内空にアンカーボルト等で設置している道路附属物等
(照明、標識、ジェットファン、警報表示板、防音板、占用物件 等)
- ・点検内容: アンカーボルト・ナット、継手等の部位を中心に、道路附属物等の損傷や異常の有無を確認
- ・点検方法: 近接目視及び打音・触診等による点検
- ・期限: 重量構造物(ジェットファンや道路標識等) 平成24年12月26日(水)
その他の附属物 平成25年 3月22日(金)

点検結果(重量構造物(ジェットファンや道路標識等))

〈点検が完了した1, 435トンネル〉

23トンネルで不具合が確認されたが安全上大きな問題はなし。速やかに補修など必要な措置を実施。

■点検結果

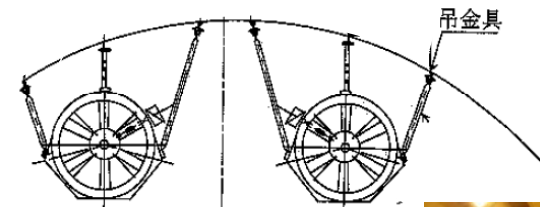
管理者	重量構造物を有するトンネル数	点検が完了したトンネル数	不具合が確認されたトンネル数
高速道路会社	572	572	9
国	283	283	9
都道府県・政令市等	580	580	5
計	1, 435	1, 435	23

※上下線が分離しているトンネルは2トンネルとしてカウントしている

※その他の附属物に対する点検結果は現在とりまとめ中

※事故が発生した笹子トンネル(上り線)は点検対象から除く

■トンネルジェットファンの点検例



トンネルジェットファンの点検状況

- 筐子トンネル事故や新幹線構造物の剥落事象等を踏まえ、鉄道事業者に緊急点検を指示。
- 法令により義務付けている定期点検の周期や方法についても妥当性の検証や必要な見直しを実施。
- 平成24年度補正では、中小鉄軌道事業者が保有する鉄道施設の緊急老朽化対策費用の補助等を実施。

緊急点検

対象	指示日	期限	方法	発端となった事象
新幹線及び海底トンネル上部に後付けで施工された架線を支持する下束(さげづか)等	H24.12.19	H25.3.31	近接目視及び打音・触診等により損傷等の有無を確認	中央自動車道 筐子トンネル 天井板落下事故
新幹線トンネルの天井部にあるモルタルにより補修等を行った箇所	H25.1.25	H25.7.31		上越新幹線トンネル等の側壁におけるモルタル剥落
高架橋の防音壁等に雨水が溜まる可能性がある箇所	H25.2.4	早急を確認し、速やかに措置	同様箇所の有無を確認し、防止措置を実施	東北新幹線高架橋防音壁におけるコンクリート片剥落



下束(架線を吊る金物)



トンネル天井部の点検の様子



高架橋防音壁の点検の様子

定期点検

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令

施設等の種類、構造その他使用の状況等に応じた定期検査の義務を規定

○施設及び車両の定期検査に関する告示

鉄道の種類ごと、施設の種類に応じた検査周期を規定

(例) 橋りょう、トンネル等の構造物: 2年、トンネルの詳細検査: 在来線20年、新幹線10年

○鉄道構造物等維持管理標準(通達)

構造物等の健全度判定等、標準的な維持管理手法をとりまとめ、事業者に周知

有識者や鉄道事業者を交えてその妥当性を検証し、必要な見直しを実施。

平成24年度補正予算

○資金力等に一定の限界がある中小鉄軌道事業者を対象として鉄道施設の老朽化対策を総合的に推進

事業費: 11,354百万円(うち公共3,609百万円)
国 費: 4,499百万円(うち公共1,424百万円)

(1)安全性評価・対策検討緊急事業

中小鉄道事業者が行う施設の老朽化の状況等に関する詳細評価や対策方法の検討に要する費用の一部を補助。

補助率: 国2/5、地方2/5

又は国1/3、地方1/3

(2)緊急老朽化対策

老朽化対策の必要性が既に判明している施設のうち、緊急的に対応が必要な中小鉄道事業者が行う更新等に要する費用の一部を補助。

補助率: 国2/5、地方2/5

又は国1/3、地方1/3

(3)戦略的維持更新に向けたデータベース化

中小鉄道事業者が戦略的な維持管理を行うことが可能となるよう、事業者が保有する施設の点検状況のデータベース化を図る。

(国直轄)

- ① 本年1月、大清水トンネルにおいて、トンネル側面における化粧モルタルの剥落事象が発生。
- ② ①と同様な化粧モルタルがトンネル天井部から落下した場合は安全上の問題惹起を否定できないため、新幹線トンネル天井部を対象とした緊急点検を鉄道事業者へ指示。
- ③ ①は、法令に基づく国への報告義務はないが、今後、十分かつ速やかな情報把握のため、コンクリート片の剥落等の事象を速やかに報告するよう鉄道事業者を指導。

①剥落事象の状況

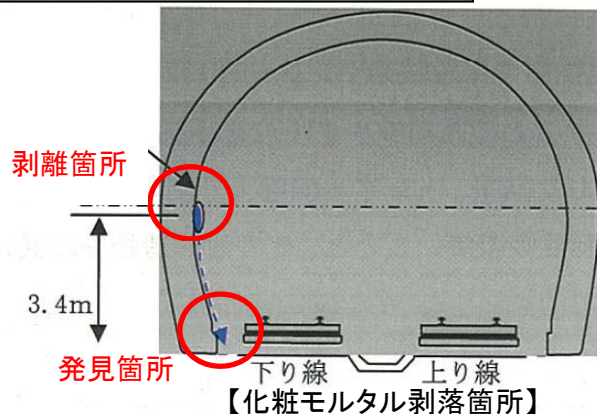
- 発生日時 平成25年1月18日 0時30分頃
- 発見場所 上越新幹線大清水トンネル内下り線側
- 列車運行への影響 なし
- その他 当該トンネルの定期検査は、平成23年6月21日に実施しており、当該箇所の変状等はなかった

【大清水トンネル位置図】



【剥落した化粧モルタル】

最大: 35cm×17cm×5cm 4.2kg
 全体: 24.7kg(11個)



② 化粧モルタルの緊急点検 (平成25年1月25日付課長通達)

対象構造物	点検期限	点検方法
開業から20年以上を経過した新幹線トンネルの天井部にあるモルタルにより補修等を行った箇所	H25.7.31	近接目視及び打音・触診等により異常の有無を確認



【トンネル天井部の点検の様子】

路線名	区間	開業	経過年数
東海道	東京～新大阪	S39	48年
山陽	新大阪～岡山	S47	40年
	岡山～博多	S50	37年
東北	東京～上野	H3	21年
	上野～大宮	S60	27年
	大宮～盛岡	S57	30年
	※盛岡～八戸	H14	10年
上越	※八戸～新青森	H22	2年
	大宮～新潟	S57	30年
北陸	※高崎～長野	H9	15年
九州	※鹿児島中央～新八代	H16	8年
	※新八代～博多	H23	1年

※印の区間は、整備新幹線区間。

【現在営業中の新幹線の開業後経過年数】

③ 剥落事象の報告 (平成25年1月25日付事務連絡)

報告対象	報告事案	報告期限	報告内容
トンネルや高架橋等からのコンクリート片等の剥落、落下(同時に落下したものの重量概ね1kg以上)	今後発生した事案	速やかに	発見した年月日、時刻、箇所、重量・寸法、推定される原因等
	平成24年1月以降発生した事案	H25.3.31までに	

- ① 本年1月、高架橋の防音壁において、開けていた穴に溜まった水の凍結膨張が原因で、コンクリート片が剥落する事象が発生。
- ② ①を踏まえ、高架橋の防音壁等に雨水が溜まる可能性がある箇所を対象とした緊急点検を鉄道事業者に指示。

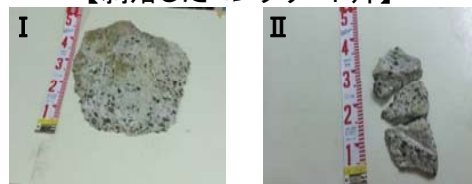
①剥落事象の状況

- 発見日時 平成25年1月30日 9時00分頃
- 発見場所 東北新幹線高架橋脇の畑等
- 推定原因 防音壁に開けていた穴に溜まった水が膨張し、コンクリートが剥落
- 列車運行への影響 なし
- その他 当該高架橋の定期検査は、平成24年8月に実施しており、当該箇所の変状はなかった

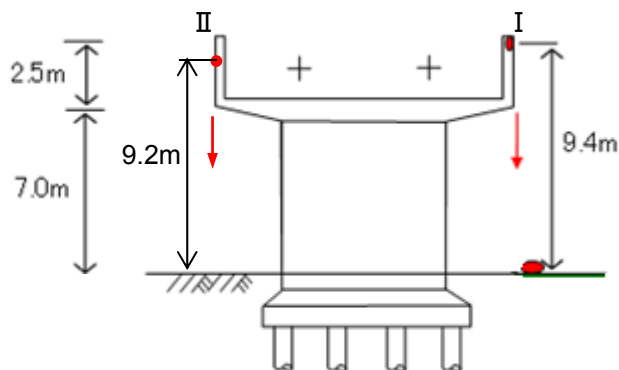
【高架橋位置図】



【剥落したコンクリート片】

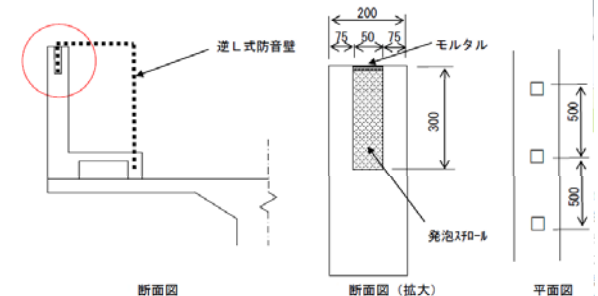


- I 上り線側高架下(畑) 1個
約40×38×厚さ10cm
重さ約11.0Kg
- II 下り線側高架下(側道端) 3個
最大 約15×10×厚さ5cm
重さ約0.5Kg



② 高架橋防音壁等の緊急措置 (平成25年2月4日付通達)

対象構造物	期限等	確認・措置方法
高架橋の防音壁及び側壁等に雨水が溜まる可能性がある箇所	早急に確認し、速やかに措置を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同様箇所の有無の確認 ・叩き落とし等必要な措置を実施



【高架橋点検の様子】

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずる。

現状

○道路の老朽化が進行し、適正な維持管理が急務

※建設後50年以上経過した道路構造物の割合

- ・橋 16% (2012) ⇒ (20年後) ⇒ **65%** (2032)
- ・トンネル 18% (2011) ⇒ (20年後) ⇒ **47%** (2031)

○大型車両の通行により道路の疲労が蓄積



(橋梁の抜け落ち)



(舗装のわだち掘れ)

○首都直下地震や南海トラフの巨大地震等様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



(東日本大震災における道路の啓開状況)



(台風による道路の被災状況)

法案の概要

1. 道路構造物の予防保全・老朽化対策

【道路の維持・修繕の充実（ハード対策）】

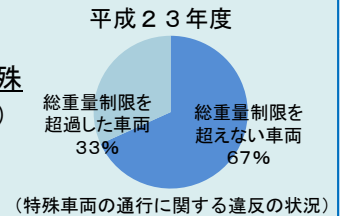
- 道路の予防保全の観点も踏まえた点検実施の明確化
- 国土交通大臣による点検結果の調査（技術開発等への活用）
- 大規模構造物を対象とした国土交通大臣による修繕・改築の代行



(道路構造物の点検)

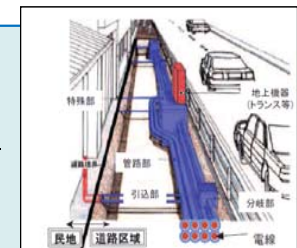
【大型車両の通行の適正化（ソフト対策）】

- 国際海上コンテナ車等の通行を、国土交通大臣が指定する高速道路等に誘導するため、当該ルートにおける一定の特殊車両の許可を国土交通大臣が一元的に実施（手続の迅速化）
- 重量制限違反を繰り返す車両を運行する事業者等に対する立入検査制度の創設



2. 道路の防災・減災対策の強化

- 緊急輸送路など、防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、占用制限に伴う電線共同溝への設備敷設費用に対する国と地方公共団体による無利子貸付制度を創設
- 迅速な道路啓開など関係機関等との連携による円滑な道路管理を促進するため、民間団体と道路管理者との協定制度及び関係道路管理者等による協議会制度を創設



無電柱化のための電線共同溝の整備

水防法及び河川法の一部を改正する法律案(平成25年4月5日国会提出) 国土交通省

近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携を強化するため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、従属発電に関する登録制度を創設する。

背景

- 気候変化による豪雨や台風の強度の増大



平成24年7月九州北部豪雨

- 高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化



水門の門柱部のコンクリ剥離

- 環境・エネルギー問題の深刻化に伴うクリーンエネルギーの必要性の高まり



農業用水を活用した小水力発電(従属発電)

改正案の概要

水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画

河川管理者の水防活動への協力等

- 水防計画に河川管理者の協力(情報提供等)を位置付け
- 同計画に基づく水防活動への協力

事業者等の自主的な水防活動

- 浸水想定区域内で以下の事業者による避難確保・浸水防止の取組を促進(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)
 - ・ 地下街等
 - ・ 高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
 - ・ 大規模工場等

河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保

河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設

- 河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 維持・修繕の基準を策定(政令)

河川協力団体の指定等

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体(NPO等)を河川協力団体として指定
- 河川管理者からの河川管理施設の維持・操作、除草等の委託先に民間団体を追加

再生可能エネルギーの導入促進

従属発電に関する登録制度の創設

- 既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りることとする。

地域の防災力の強化、河川管理施設等の
確実な維持管理等による安全と安心の確保

設置主旨

我が国社会資本の老朽化が急速に進む中で、「国民の命を守る」観点から、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進することが必要。

このため、必要な施策について検討し、着実に実施していくことを目的として、平成25年1月21日に国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」を設置。

構成員

国土交通大臣（議長）

国土交通大臣政務官（3名）

国土交通副大臣（2名）

関係局長以上（28名）

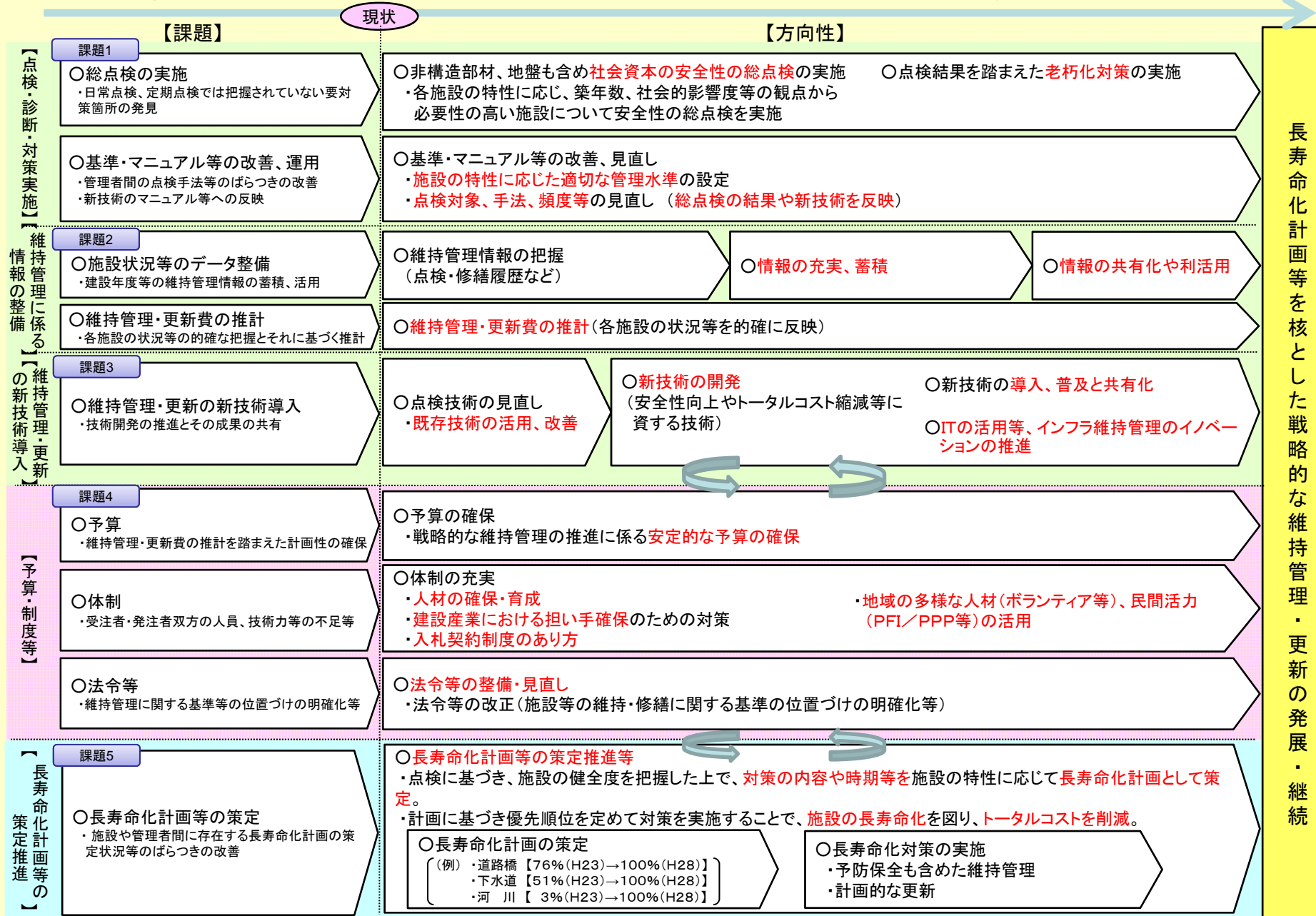
検討状況

平成25年3月21日、老朽化対策の全体像を、スケジュールを明確にした工程表にしてとりまとめ。

<ポイント>

- まずは点検と的確な修繕を行い、新技術の実証や地方への人的・財政的支援、長寿命化計画の充実など、老朽化対策全般の施策をとりまとめ、本格的なPDCAサイクルの構築を推進。
- 体制強化のため、「社会資本老朽化対策推進室」（室長は事務次官）を設置。

○ 国民の命を守るため、以下の事項を一体的に実施していくことにより、戦略的な維持管理・更新を推進。



長寿命化計画等を核とした戦略的な維持管理・更新の発展・継続

- 「社会資本メンテナンス元年」として、今後3か年にわたる当面講ずべき措置を工程表にとりまとめ
- 総点検と必要な修繕を速やかに実施し、H26年度以降、長寿命化計画の策定等を通じた本格的なPDCAサイクルへ移行

※工程表については、随時、見直し

現場管理上の対策

【主な課題】

[点検]

- 日常・定期点検では把握されていない要対策箇所への対応

[基準・マニュアル]

- 管理者間での点検手法等のばらつき

[施設状況等の把握]

- 情報の体系的な蓄積

[既存技術の活用や新技術の導入]

- 既存技術の分野横断的な活用
- 新技術の速やかな導入・共有化

【当面講ずべき措置】

- 緊急点検の実施(H25年3月中に完了)
(港湾トンネル附属物の修繕は6月、新幹線トンネルは7月)
- 優先施設への集中点検
(原則、出水期又はH25年度内に完了)

※多くの施設を管理する地方公共団体等においては、H26年度以降も継続する場合がある

- 各施設の基準等を見直し(原則、H25年度中)
H26年度から新基準等で運用

- データベース化(H25年度中)
- プラットフォームの運用開始(H26年度)

- 非破壊検査技術等の現場への試行的な導入
- ニーズを踏まえた先端技術の適用性等の検討とインフラでの実証等

現場を支える制度的な対策

【課題】

[予算]

- 安定的な予算の確保

[体制]

- 行政職員の人員・技術力の確保
- 建設産業の人材確保・育成
- 分野横断的な実施体制の整備

[法令等]

- 維持管理等に係る法律整備

【当面講ずべき措置】

- 防災・安全交付金**を創設(H24年度)し、支援メニューの充実(H25年度)

<地方公共団体への支援>

- 地方整備局等の**相談窓口機能**等の強化・拡充
- 技術講習**の実施、**研修制度**の拡充
- 基準・マニュアル**の提供 等

<維持管理等の担い手支援>

- 複数業務の包括発注、複数年契約、地域維持型契約の更なる活用**の検討・実施
- 技能労働者等**の適正評価・育成策を検討・実施 等

<国の一元的なマネジメント体制の整備>

- 本省に**社会資本老朽化対策推進室**を設置 等

○**点検の規定の整備**等

(道路法、河川法、港湾法等)

長寿命化計画の推進

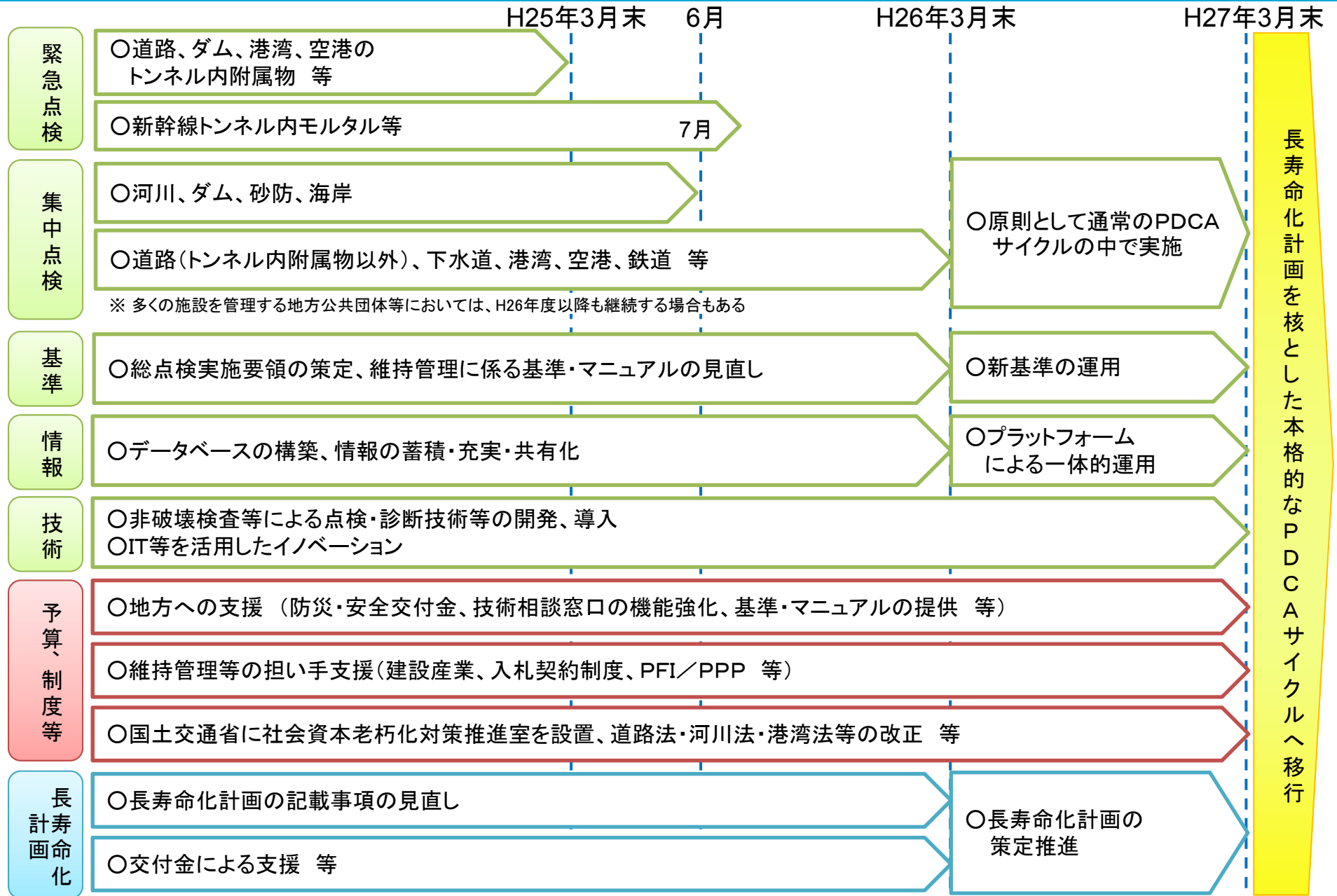
【課題】

[長寿命化計画]

- 内容の充実と策定率の向上

【当面講ずべき措置】

- 策定対象の拡大**や、**防災・安全交付金**を活用した**策定率の向上**
- 記載すべき事項**等の見直し



諮問

社会資本整備審議会・交通政策審議会に対し、国土交通大臣が「今後の維持管理・更新のあり方について」を諮問(H24.7.25)

付託

技術部会に対し、社会資本整備審議会議長・交通政策審議会議長が「今後の維持管理・更新のあり方について」を付託(H24.7.27)

設置

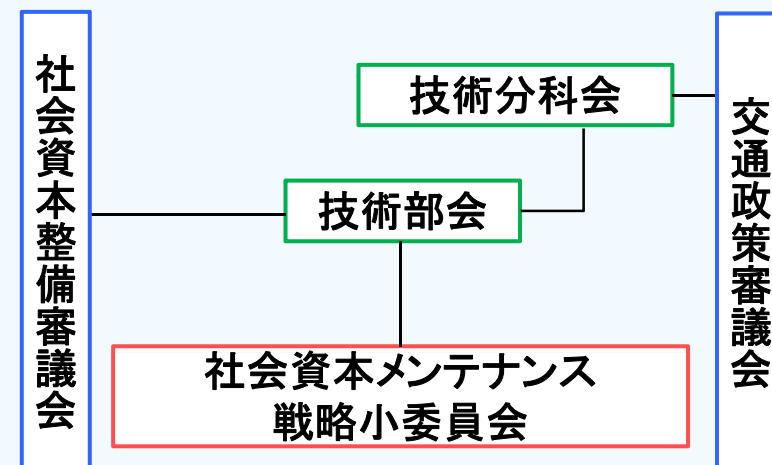
第9回技術部会(H24.7.31)において、技術部会の下に「社会資本メンテナンス戦略小委員会」を設置し、技術的な検討に着手することを了承

主な審議事項

- ▶ 地方公共団体管理分も含めた様々な分野の社会資本に関する実態の把握
- ▶ 社会資本の維持管理・更新費用の将来推計
- ▶ これまでの維持管理・更新に関する技術的進歩の総合レビュー
- ▶ 社会資本の維持管理・更新に関する技術開発の方向性
- ▶ 今後の社会資本の維持管理・更新のあり方

小委員会の体制

技術部会の下に小委員会を設置



(参考) 今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 中間答申の概要

主旨

維持管理・更新に関する現状と課題を踏まえ、**今後目指すべき戦略的維持管理・更新に関する基本的考え方**及び**国土交通省等が取り組むべき施策**に関して、技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会(平成24年7月設置)において審議し、取りまとめたもの。

第1章 維持管理・更新の現状と課題

- 社会経済情勢とこれまでの取組
- 国土交通省所管施設の実態と課題
- これまでの技術的進歩の推移と課題

- 地方公共団体における維持管理・更新の実施状況と課題
- 維持管理・更新費用の将来推計に関する課題
- 制度面、体制面の現状と課題

第2章 今後目指すべき維持管理・更新に関する基本的な考え方

社会資本によって人々にもたらされる恩恵が次世代へも適切に継承されるよう、今後目指すべき**9つの基本的な考え方**を整理

- 国による、基準等の制度化、国管理施設での率先した取組、地方公共団体支援等
- 国民の理解と協力を促すための積極的な情報発信
- 技術力、マネジメント力、人材力を備えた管理者による維持管理・更新の着実な実施
- 安全・安心の確保のための、修繕等の機会を捉えた、防災・耐震等の性能向上

- 豊かな暮らし・環境や活力ある経済社会実現のための更新等の機会を捉えた、質的向上
- 社会構造の変化を踏まえた集約化や撤退の検討など、維持管理・更新の重点化
- 予防保全等、機能・費用のバランスの取れた維持管理・更新
- ストック全体の中での重要性、緊急性等を踏まえた対応方針の立案
- 関係省庁間、分野間、国・地方間の連携や、官民連携等

第3章 戦略的な維持管理・更新のために重点的に講ずべき施策

現在直面している課題を克服するために**国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策を提言**

2. 維持管理・更新をシステマチックに行うための取組

- 維持管理・更新への、予防保全、性能・機能等の向上、集約化・効率化等の考え方の導入
- 点検・診断・評価・計画・設計・修繕等、一連の業務プロセスをPDCAサイクルとして実施
- 長期的視点に立った計画の策定
- 維持管理・更新に係る予算確保
- 組織・制度の充実、人材育成

1. 施設の健全性等を正しく着実に把握するための取組

- 施設の健全性等を正しく着実に把握するための仕組みの確立
- 情報の収集・蓄積とカルテの整備
- 施設の健全性等及びその対応方針の国民への公表と国民の協力促進

3. 維持管理・更新の水準を高めるための取組

- 効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発とその成果の基準化・標準化等
- 分野や組織を超えた連携と多様な主体との連携
- 地方公共団体等への財政的、技術的支援